



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
法制監察課

号外第8号 令和8年1月31日発行

目次

は県例規集登載

【告示】

番 号	表 題	担当課名
6 1	徳島県薬物の濫用の防止に関する条例の規定に基づき知事指定薬物の指定の効力が失われた件	薬務課

徳島県告示第六十一号

徳島県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十四年徳島県条例第七十二号。以下「条例」という。）第十七条第一項の規定に基づき、知事指定薬物の指定の効力が失われたので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

令和八年一月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 知事指定薬物の名称等

1 化学名 三・ハニ・「（シクロプロピル）（メチル）アミノ」エチルヰ・ーH・インドール・四・オール（通称 四HO・McPT、四OH・McPT、四・hydroxy McPT）及びその塩類

2 化学名 ニ・「（四・イソプロポキシフェニル）メチル」・五・ニトロ・ー・「ニ（ピロリジン・ー・イル）エチル」・ーH・ベンゾ「d」イミダゾール（通称 N・Pyrrolidinone・isotonitazene、Isotonitazepynne）及びその塩類

3 化学名 ニ・ハニ・「（ニ・三・ジヒドロベンゾフラン・五・イル）メチル」・五・ニトロ・ーH・ベンゾ「d」イミダゾール・ー・イルヰ・N・N・ジエチルエタン・ー・アミン（通称 Ethyleneoxy nitazene、Tetrahydrofuranitazene）及びその塩類

二 効力が失われた理由

一に掲げる知事指定薬物は、条例第二条第五号に掲げる薬物に該当するに至ったため効力が失われた日

令和八年一月三十一日

三